

健生発 0514 第 11 号
令和 8 年 5 月 14 日

(別 記 1) 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」の適用開始について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号）により実施されているところです。

この度、「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」（令和 7 年 3 月 7 日付け健生発 0307 第 6 号）及び「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」（令和 8 年 2 月 19 日付け健生発 0219 第 1 号）において、適用開始日を改めて通知するとしていた項目について、別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長宛てに適用開始日を通知しましたので、御了知願うとともに、会員等に対する周知につきまして御配慮願います。

(別記1)

公益社団法人 日本医師会 会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長
公益社団法人 全日本病院協会 会長
一般社団法人 日本病院会 会長
一般社団法人 日本医療法人協会 会長
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長
一般社団法人 日本移植学会 理事長
一般社団法人 日本救急医学会 代表理事
一般社団法人 日本脳神経外科学会 理事長
一般社団法人 日本外科学会 理事長
一般社団法人 日本内科学会 理事長
公益社団法人 日本小児科学会 会長
一般社団法人 日本心臓移植学会 理事長
一般社団法人 日本脾・脾島移植学会 理事長
日本肺および心肺移植研究会 会長
一般社団法人 日本肝移植学会 理事長
日本腸管リハビリテーション・小腸移植研究会 会長
一般社団法人 日本臨床腎移植学会 理事長